

「家族教令」は封建統治の軛だつたのか

くびき

屯田兵村の精神風土を探る

梶田 博昭

明治二十三（一八九〇）年十一月、ときの屯田兵司令官・永山武四郎（一八三七～一九〇四年）の命により「屯田兵及家族教令」Ⅱ58ページに全文掲載Ⅱが兵村各戸に示達されました。上原轍三郎著「北海道屯田兵制度」の沿革表によると、「兵村の風紀を律」するための「居村日常の心得」をまとめたもので、全二十か条から成っています。

「家族教令」という呼び名の通り、軍事の枠を越えて兵員の家族をも対象とした特異なものでした。このため伝承記録の中では、兵村の「窮屈な暮らし」のシンボルとして教令を捉えた例も見られます（註1）。また、屯田兵の定着率にこれらの証言を重ね合わせて、歴史学者の榎本守恵は、次のように論述しています。

戦前すでに北海道屯田兵全体で約二割と推定される定着率は、兵村を墳墓の地と心得よ、という「教令」とはあまりにもかけ離れた現実を示している。（中略）自由発展の契機を持たなかった屯田兵強制自体の欠陥が、いわば「教令」の逆説的な帰結として必然的に生み出した離村率で

あつたのである。武門に列する権力機構としての名誉と誇りは、北海道の自然と現実の前には結果的に何の意味も持ちえなかったのであつた。（北海道開拓精神の形成）

■滅私奉公の「お仕着せ」論

また、近年の北海道開発論においても、官主導による開拓精神発揚策の失敗という視点で教令を捉える論調が見られます（註2）。

確かに、教令には天皇中心による国家主義の思想が色濃くにじみ、庶民感情からすれば息苦しささえ感じます。その束縛感が離村の遠因となったことも想像できます。

しかし、教令が保護と引き替えにした滅私奉公の「お仕着せ」であり、過酷な行動規範の強制によって自立心や郷土愛が削がれたとする評価は、皮相的に過ぎるようにも思えてなりません。中には、保護政策の下に開拓精神はあり得ないとする極論もありますが、果たしてそうでしょうか。

改めて教令に目を向けると、そこには、農民として生き抜くための「自助」と農村として持続させていくための「共助」の重要性を教化・感化する内容が埋め込まれています。禁欲的



篠路兵村の屯田兵一家（明治39年ごろ・屯田郷土資料館収蔵）

ではあるけれども、北海の新天地における一個の人間としての精神の在り方や家と村の一つのモデル像さえ透けて見えてきます。これらが永山らによって未来に向けて蒔かれた種とすれば、北海道の自然と現実によつて枯れ果てたわけでもなく、現在まで根を残し、ときに枝葉を

伸ばしてきたのではないか。

そんな視点から「屯田兵及家族教令」の実相と系譜に少ばかり迫ってみたい。



家族教令が示達された明治二十三（一八九〇）年は、大日本帝国憲法の施行、第一回衆院総選挙の実施と帝国議会の開院、教育勅語発布の年であり、天皇中心の国家主義体制が固まり、富国強兵の国策強化が本格化した時期に当たります。これに伴って土族授産政策は廃止され、屯田兵制度も大きな転換が図られました。

最大の改革は、土族を原則としてきた募集族籍を平民に広げたことでした。中隊の増設、農地に適した空知・上川への入植地拡大などの計画と相まって、北方の警護と拓殖の強化を目指したものにほかなりません。

したがって家族教令は、こうした政策目標の完遂という枠組みの中で考えられたことは、「重キ護国の義務ヲ負ヒ、且拓地殖産ノ任務ヲ担フモノニシテ（中略）厚キ保護ノ大恩ニ報ユルコト」とした前書きにも明らかです。また、「忠節・武勇」の重視（第一条）や、「汝等ノ身命ハ上天皇陛下ニ捧リシモノ」（第二条）として不養生を諫め、奢侈に流れず「質素を旨」とすることを説いている点（第四、十四条）などは、明治十五（一八八二）年の軍人勅諭に準じた内容ともなっています。

■武門の「誇り」と「重荷」

屯田兵は、陸軍省の下にある軍事組織でありましたから、教令に列挙されたこれらの規律は当然とも言える内容でしょう。しかし、その一方で教令には、多くの省令や「陸達」と呼ばれた下命や告示などとは、明らかに異質な点が認められます。

その第一が、「家族教令」という名称そのものにあります。屯田兵だけではなくその家族をも直接の対象とした令則は極めて異例であり、手荷物^{テモツモノ}の括り方さえ事細かに指示した「屯田兵移住者心得」も対象は兵本人でした。そもそも家族は、陸軍省といえども原則的には管轄^{カンキョウ}の埒外^{ラチガイ}でありましたから、軍事教育の指導法などを綴った「教令」(註3)の語をやむなく流用したものと推察されます。

第二の特徴は、埒外であるはずの家族をも対象とする教令の論拠を、「屯田兵ノ一家ハ取モ直サズ往昔ノ武門武士ノ列ニ加ハリタルニ等シケレバ」(第一条)として「武門武士の体面保持」に求めている点です。教令が全体として儒教的な道徳観をベースとしながら「武門の誇り」に訴えかける内容であることを考えると、武家の家訓集に用いられることが多かった「教令」の名称(註4)が立案者の頭にあつたのかも知れません。

いずれにしても、教令の第一条において屯田兵一家は、武門の「誇り」を戴くと同時に「重荷」もずっしりと背負わされたわけです。このように屯田兵司令部がことさらに「武門の誇り」



ザル如キ良風美德ヲ養成スル様心掛ケザル可ラス」と開拓村のモデル像を描き、第十一、十六条では現代風に表現すると「自助・共助」あるいは「住民の自治」の重要性にも触れています。

さらに第四の特徴として挙げられるのは、これらのある種の理想像や自治の精

神が、陸軍省の命令の及ばなくなる将来の姿として綴られている点です。この第三、第四の特徴については、これまでの教令論・開拓精神論などで十分に触れられることがなかったかに見えます。また、後段で詳述するように、教令に仕込まれた精神や仕掛けは、屯田兵の定着率とは別の次元で、少なからず後世に受け継がれていったものと思われてなりません。

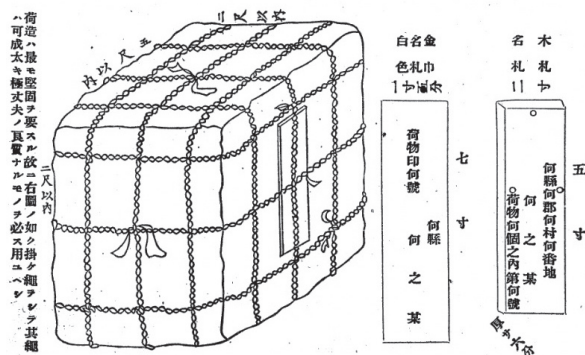
★

改めて「屯田兵及家族教令」の思想的基盤を整理してみると、

をうたった背景には、やはり士族屯田から平民屯田への変節点という事情が絡んでいるようです。兵農一如の観点に立てば、兵村全体の規範意識の醸成が不可欠であり、その誘因として特権的な士族意識を利用しようとしたともいえます。

この点において、教令は「平民的心情の成長を意味するのではなく、逆に、士族倫理の平民への拡大という形で表現された」(榎本守恵・北海道

手荷物の括り方(屯田兵移住者心得から)



■行間ににじむ「モデル村」

しかし、以下に挙げる教令の特徴に目を向ければ、また違った解釈も生じてきます。

第三の特徴は、「忠勇ナル軍人タラシメ、善良ナル兵村民タラシムル」(第六条)という表現にあるように、兵個人や家族の規律にとどまらず、共同体としての兵村の在り方にも深く言及している点です。第九条では「全村^{アタ}協力モ一家親類ニ異ナラ

次の三つの要素が浮かび上がってきます。

○天皇中心の国家主義

○儒教的な道徳・倫理観

○自立と共助を核とした共同体思想

第三の要素が本稿の主要な論点ですが、その前に教令示達までの経緯を概観しておきましょう。

教令示達の前年の明治二十二(一八八九)年、既に北海道庁長官の任にあつた永山は、屯田兵司令官を兼務することになりました。同年からの五か年間に四千四百戸、二十中隊に及ぶ増殖計画を柱に、永山は次々と屯田兵制度の改革を進めていきました。教令の示達を含むこれらの構想は、米国とロシア、中国(清)の開拓状況視察旅行の中で温められ、司令官発令をもって満を持すかのように具体化されていたのです。

■永山長官と二人の参謀

教令については、視察に随行した屯田兵少佐・荒城重雄と永山の間で骨格が練られ、最終的な草案作成は、屯田兵副官として陸軍参謀本部から招聘^{しょうへい}されて間もない小泉正保(一八五五〜一八一七年)に任せられました。

「現代陸軍名称列伝」(大正五年)によると、小泉は水戸藩士の長男で、後に日露戦争で勲功を上げ、陸軍中将として第十、第八師団長を歴任しました。少尉時代に三年間、清国に派遣された経験があり、清国屯田兵営を調査した永山が彼を参謀とし

て登用した理由もこの辺にあったと見られます。

また、荒城は静内郡（現・新ひだか町）に淡路島から入植した徳島藩の稲田家臣団の出身で、後に神武天皇以来の詔勅を集成した「歴朝詔勅録」（明治二十六年）の編者でもありました。家族教令の本質を探る上では、この〈永山―荒城―小泉〉というラインは、重要な意味を持つているように感じられてなりません。

教令の思想的基盤として挙げた三要素のうち、「天皇中心の国家主義」と「儒教的な道徳・倫理観」は、教令と時期を同じくして発表された教育勅語（註5）とも共通するものがあります。また、こうした日本人としての普遍的な価値観が、明治中期から植え付けられていった歴史の流れをみると、一篇の教令にもその精神を反映させようとした永山らの鋭敏な感覚に驚かされます。

もつとも、儒教的な道徳・倫理観は、長きにわたって武家の基本的な素養とされており、教育勅語に影響を及ぼしたとされる江戸時代の水戸学は、小泉が藩校・弘道館時代に学んだものでした。また、永山の鹿児島（薩摩）藩は、水戸学の藤田東湖を通じて水戸藩と関わりが深かったことから、教令はそう大きな産みの苦しみがなかったものとも想像されます。



小泉の思想・足跡を丹念に研究した郷土史家・鈴木三郎は、

方で、農民として生き抜いていくための「自助・自立の道」を指し示しているのです。

さらに第十一条においては、身近に頼れる親戚知人が少ないのは周囲の者も同じだから、「互ニ独立自営ノ覚悟ヲナシ、他人ノ助力ヲ頼ム可ラズ」と念押しし、金穀の貯蓄を奨励しています。このほか、教令の全体に散りばめられた質素儉約、虚礼虚飾の廃止、博奕の禁止といった条項も、儒教的な道徳・倫理の強制や軍紀肅正のための統制というよりは、自助・自立の風



米露清視察の際の記念写真・中央に永山武四郎、前列右端が荒城重雄
（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）

屯田兵及家族教令について「永山は発案者であり、小泉は完成者である」（北見市史）とし、「北辺屯田の制は水戸烈公（註6）の遺弟に淵源す」と小泉の顕彰碑に刻まれた一文を紹介しています（小泉正保小伝）。

小泉は、幕藩体制の終結によって帰農を余儀なくされた父の姿を間近に見、少なからず農業と農村・農民の実情に触れた。刀を鋤に持ち替え、土に生きる労苦を、多感な青年期に直接、間接に感じ取ったであろうことは想像に難くありません。この経験に裏打ちされた小泉の思想が、教令の重要な土壌を成している、との鈴木洞察には鋭いものがあります。

■「自助自立」こそ土に生きる道



小泉正保

例えば、第四条の「一家心ヲ協ハセテ農事ヲ励マザル可ラズ」という「戒め」は、「護国ノ大任ヲ尽ス」ためではあるけれども、同時に条項の前段において「（扶持米等の）給与ノ止ミタル後ハ拓地殖産ノ事業上ヨリ得ル収金ヲ以テ一家ノ生計ヲ立ツルモノナレバ、若シ其事業ニシテ発達セザルトキハ一家ノ生計立タザルニ至ルベシ」と論じています。言葉を換えれば、屯田兵としての「大儀」を掲げる一

土を根付かせたいという文脈の中で設けられたと考えた方が自然のように感じられます。

この視点からもう一步踏み込んで教令全体を検証してみると、護国の砦としての兵村像の一方に、〈永山―荒城―小泉〉ラインによって描かれた北海道における一種の農村モデルが浮かび上がってきます。

その理想社会を築き上げるための重要な精神的基盤として彼らが掲げたのは――

- 第一に、自助自立
- 第二に、良風美俗
- 第三に、協同共助

前述のとおり自助自立を重視する考え方は、多分に小泉の思想・体験に負うところが大きいと見られます。これに加えて、個々の自立心の涵養や兵村の良風美俗の定着については教令の構想を練る段階において、荒城に一家言があったのではないかと推察されます。

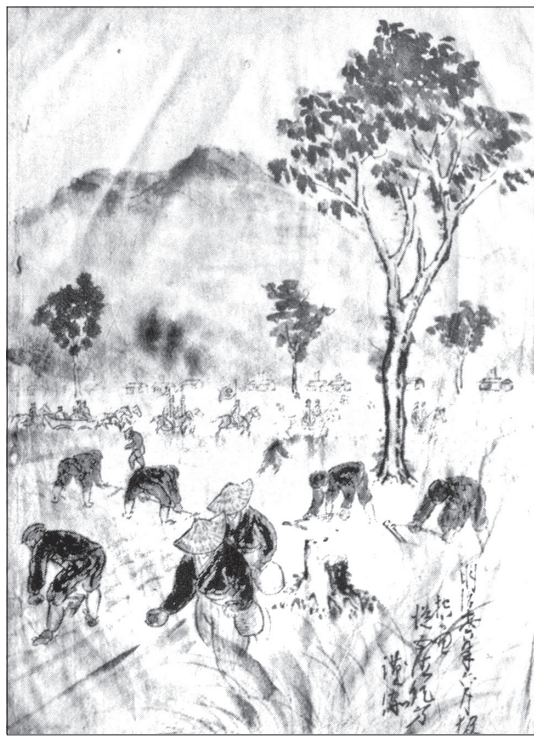
■兵と家族が開く「北の零年」

それというのも、荒城は明治四（一八七二）年に静内郡に入植した稲田家臣団にあつて、かつての藩校にならって開設された益習館の校長職についた経験を持っていました。家臣団の労苦は船山馨の小説「お登勢」や映画「北の零年」にも描かれ、仙台藩伊達家臣団などとともに移住開拓の数少ない成功例とさ

れています。明治七（一八七四）年の「浦川支庁々政引継演説書」には、次のような記載が見られます。

当時の氣勢挫折無く之候得ば、漸次自立の産に着き一区の富境と相成候、其の風俗朴実に乏しく優雅に富めり。士族は、自ら廉恥を知る。教ふれば北海道中の美風俗となるべし。

挫折の崖つぶちから這い上がる契機となったのは、一団を率いた稲田邦植^{くにたけ}が望郷の念を振り払い「土着の実を示した」ところからだったのです。そんな荒城の体験が、教令の第九条冒頭に「兵村ハ汝等ガ墳墓ノ地ト定メ、子孫繁栄ノ基ヲ開ク場所ニシテ、汝等ハ乃チ其祖先ナレバ」と書かせたのではないかとさえ感じさせられます。



山鼻屯田兵村の開拓風景（札幌絵日記）

明治中期の北海道は、移民の増加とともにその形態も多様化し、移民政策は直接から間接保護へと変わっていきました。土地処分の規制が緩和されたこともあって、「浮浪無頼の集合する所投機的営利者の塵捨場^{ちりすてば}」（註7）という様相も見せました。そんな時流に一つの歯止めをかける意味でも、自助自立と良風美俗を兵村に根付かせ、北辺の開拓村のモデルとしたい、という理想を荒城らが教令に込めたと見るのは、うがちすぎでしょうか。



冒頭に記したように、屯田兵及家族教令は、単に軍律として兵員と家族を縛るのではなく、ある種の未来志向に基づいて、個人と家族さらには村Ⅱ地域社会の在り方について一つの方向を指し示している点で特異性を持っています。その指針の一つが、「自助自立」と対を成す「協同共助」の姿なのです。

第九条の「一村トシテ利害相同フシ、緩急相救ヒ、全村恰力^{アタ}モ一家親類ニ異ナラザル如キ良風美徳ヲ養成スル様心掛ケザル可ラズ」

第十一条の「大ナル災害ハ到底一人一個ノ力ニテ之ガ備ヲナス能ハザレバ、全村共同シテ予メ互救ノ法ヲ設ケ置キ、万一ノ時困難セザル様心掛ケザル可ラズ」

第十六条の「一身一家ノ利益ヲ図ルハ素ヨリ大切ナレドモ（中略）兵村公共ノ為ニハ一身一家ノ利益ハ顧ミザル様心掛ケザル

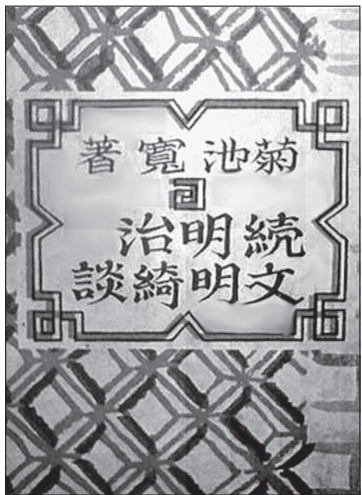
可ラズ」

■自律的共同体を目指して

ここにうたわれている「公共・公益」「協同」の思想は、修身の徳目に並び（註8）、古くは江戸時代の農民法度にも似たような概念が見られます。しかし、教令においては、新たな郷土の形成という未来志向に加えて、村民と家族から成る（官の手から離れた）集団による自律的な行動にも重きが置かれているのです。

兵員家族の自主性に関しては、第二十条が端的な例です。つまり、教令に反する行為があれば、上官に処置を仰ぐのは最後の手段であって、「密ニソノ本人ニ訓誨忠告ヲナシ、速力ニ改ムル様互ニ相勗ムベシ」と自主的な解決の努力を強調しています。また、子弟の教育の重視（第十二条）や「全村老幼話合セテ親睦ヲ図ル」ための説教所の活用（第十五条）は、自律的な地域社会を形成するための誘導策と見ることができます。

これらのいわば「兵村を母体とする自律的共同体」の形成に向けた思想は、教令の策定と同時期に永山が行っ



た兵村会規則の改定と兵村会諮問会の設置に色濃く表れていることに注目しなければなりません。

改定の要点は、移住後三年より兵村の公共に関わる事項については、兵村会の管理経営に任せること。管理経営の内容は、学校維持、開墾事業の奨励改良、勤勉貯蓄、災害互救、道路橋渠修築、さらには兵村費用の予算決算、収入・処分方法の決定にまで幅広く及んでいます。兵村会の運営は、概ね十戸に一名の割で投票によって選抜された委員の合議によって進めることとしました。

■兵村会は住民自治の先取り

その実態は、「（兵村会は）村役場のような、行政上の実行機関であり、班長は町村会議員に相当する権力を持っていた」（新琴似百年史）と伝えられるように住民自治の活動に近いものだったようです。また、小説家でジャーナリストでもあった文藝春秋社の創設者・菊池寛は、「明治文明綺談^{きだん}」（昭和十八年刊・写真は翌年発行の「続明治文明綺談」）の中で永山による屯田兵制度改革について紹介し、その成果の一つとして「兵村自治制の制定」を挙げています。

永山が兵村の自治にまで踏み込んだ背景には、明治二十一（一八八八）年に公布された市制・町村制があったと考えられます。その実態は新制度をもつても現在の地方自治とはほど遠い内容の地方制度であり、またこれとは別格で二級町村制

(註9) がしかれた北海道の大半の地域は、戸長役場時代並みの行政しか行われませんでした。

屯田兵村はさらに別格の扱いでしたが、兵村会に自治のしくみを積極的に採り入れた永山の頭の中には、地方自治の考え方を先取りすることによって、「良風美俗」を超えるモデル村の実現を目指そうとする考えがあったのではないのでしょうか。そうだとすると、屯田兵及家族教令は、兵村会制度と表裏一体の関係にあるもので、農民法度などとはまったく異質であるだけでなく、「滅私奉公の強制」という評価も的外れであるように思えます。

★

戦後から現在に至る歴史研究の中で、屯田兵及家族教令に対して一面的な評価がなされてきた背景には、いくつかの要因



教令全文を収録した「開拓血涙史」(昭和18年)

が考えられます。何よりも屯田兵に対する手厚い保護の下に行われた上意下命であったこと。酷寒風

雪が厳しい自然環境の象徴とすれば、教令が家族をも縛る窮屈な軍律の象徴とも受け止められたこと。そして屯田兵の低い定着率が、これらの要因と容易に重なり合ったからと考えられます。

■総動員体制下で国民精神の教材に

また、もう一点見逃せないのは、昭和十二(一九三七)年から始まった国民精神総動員運動の中で、教令が大々的に見直されたことです。「滅私奉公」「堅忍持久」といった運動のスローガンを体現するものとして、教令と屯田兵家族の労苦が再評価されたのです。

昭和十七(一九四二)年には、滝川町(現・滝川市)で空知支庁と大政翼賛会空知支庁支部との共催による屯田兵開拓懇談会が開催され、会議内容を収録した「屯田兵開拓敢闘録」が教令全二十か条の付録付きで巷間に頒布されました。翌年、大政翼賛会北海道支部が発行した「開拓血涙史」でも、「汝等ノ身命ハ上天皇陛下ニ捧リシモノ」で始まる教令の第二条を例に「不拔の精神」が強調されています。さらに北海道聯合教育会が発行した「郷土の誇 北海道青年の書」にも全文が掲載されるなど教令は大きな脚光を浴びました。

結果的に教令の思想基盤のうち、天皇中心の国家主義の一面のみがクローズアップされ、やがて軍国主義とも結び付いていったことが、戦後から現在に至るまでも教令の評価に暗い影

を落としているように感じられてなりません。

それでは、もう一方の良風美俗の土壌となる道徳・倫理観や自立と共助を核とした共同体思想は、屯田兵の離村と長い歴史の中で雲散霧消してしまったのでしょうか。さらにいえば屯田兵魂なるものも、幻想の産物なのではないか――

その実相を体系的に論述するほどの材料は持ち合わせていませんが、少なくとも前項で触れた新琴似兵村の「その後」を見る限りにおいて〈永山―荒城―小泉〉ラインが蒔いた種は、少なからずこの地に根付き、屯田兵の末裔らによって確かに受け継がれていることを確信せずにはいられません。

■新琴似兵村に見る協同共助の実践

新琴似屯田兵(第一大隊第三中隊)は明治二十(一九八七)年と翌二十一年で合わせて二百二十人が入植しました。二十一年設立の兵村会は、各区四人で四区合わせて十六人の議員で構成され、当初は小隊長が自動的に務めていた議長職も選挙制に移されました。行政上は琴似戸長役場の管轄下ですが、前述の改定・兵村会規則に沿って小学校の維持、道路補修、河川整備、農業改良などの「公共の事件」は兵村会の自治に任せられました。特筆されるのは、屯田兵制度の廃止を前にした明治三十四(一九〇一)年の兵村会概則の廃止によって新琴似兵村会は存立基盤を失うものの、間髪を入れず兵村大多數の意向を反映する形で新・兵村会が発足したことです。地方行政の実態や共有

財産の管理という事情からもある意味必然的な流れではありませんが、新たに制定された「新琴似兵村会規則」には集団の合意と適正な手続きを基本とする諸条項が並んでいることに驚かされます。

新・兵村会は明治四十四(一九一一)年の解散までの間に、水田灌漑計画の失敗というようなこともありましたが、小学校の改築はじめ駐在所や消防体制の整備など地域の基盤を着実に固めていったのです。村内最大の幹線・四番通りを樽川村(現・石狩市)まで延伸する開削工事は、兵村総出で進められました。

新・兵村会の解散は、離農などにより屯田兵は入植時の約三分の一の八十八戸まで減少してしまっただけで大きな要因でした。増給地・追給地な

兵村部会の建議で実現した新琴似神社の村社昇格奉告祭(大正14年)

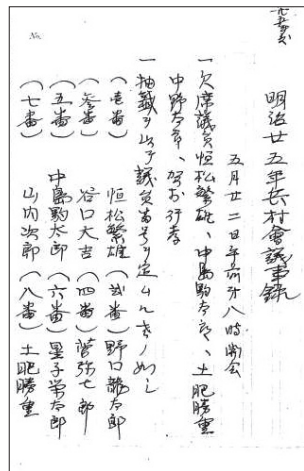


どの公有財産の管理は、新琴似旧屯田親交組合に引き継がれたものの、一般移住者の転入の増加によって大正六（一九一七）年には

解散に追い込まれました。この経緯は本会報「屯田」第四十四号に詳述されていますが、利害の対立する一般移住者の不満にも耳を傾け、「宜しく之は部落民が一致団結し、之が経営に當り、而して之が収益を挙げて以て、部落の向上に資すべきである」（新琴似百年史）とする意見が旧・屯田兵員の間でも大勢を占めたという事実は、教令の「兵村公共ノ為ニハ一身一家ノ利益ハ顧ミザル様心掛ケザル可ラズ」（第十六条）を連想させ、きわめて興味深いものがあります。



新琴似旧屯田親交組合は、新旧入植者を合わせた部落民総意の親交機関「新琴似兵村部落会」に改組され、大正から昭和初期にかけて活発な自治活動を展開しました。小作料や木材収入など部有地から生じる収益が大きな財源ですから、教育、土木、医療、産業振興、防災、青年会育成など公益事業は多岐に及びました（54ページの表）。その自治活動と組織運営の実態は、「新



兵村会議事録の書き出し部分

明治25年度新琴似兵村会議事録（抄）

五月二十二日午前八時開会

一、欠席議員 恒松繁雄、中島駒太郎、土肥勝重、中野太郎、賀村行孝

一、抽選を以て議員番号を定める。左の如し。

（吉番） 恒松繁雄（式番） 野口龍太郎（参番） 谷口大吉（四番） 菅弥七郎（五番） 中島駒太郎（六番） 星子栄太郎

郎

（七番） 山内次郎（八番） 土肥勝重（九番） 八木耕一郎

（十番） 後藤喜平次（十一番） 中野太郎

（十二番） 中島徳次郎（十三番） 国瀬源也

（十四番） 江頭庄三郎（十五番） 渡辺熊夫

（十六番） 井後麟三郎（十七番） 笹岡松治郎

（十八番） 森喜太郎（十九番） 賀村行孝

（二十番） 樋口岩槌（二十一番） 野口佐助

（二十二番） 坂本勝重（註・勝彦の誤記と思われる）

会長中島席に臨み、今般会長へ選任せられし厚意を述べ、併せて、議会はなるべく言語簡単なるを要すれば諸君その旨了せられたき旨を宣告し、直ちに兵村会細則別案を議すべき旨を宣告する。

説明員、国瀬、本案は従前の細則を継続するものにしていささか異動ある旨を述べる。

琴似兵村会記録」（明治二十二年昭和四年）や「新琴似兵村部会会議録」（明治四十〇昭和十年）に伝えられています。

下の議事録は、「新琴似兵村会記録（第二冊）」に収録されたものの一部を平易な表現に置き換えたものです。弔慰規定の扱いや残金の処理・活用法をめぐって活発な議論が交わされていたことが分かります。議論の内容が自由闊達だけでなく、自主性や公平性を大切にする兵村の気風さえ感じられます。

■戦後再び芽吹いた永山の時いた種

部落会規約に記された「住民自治ノ向上ヲ計ルタメ共同一致ノ精神ノ涵養振起ニ務ムルコト」（第三条第二項）の文言は、まさに屯田兵及家族教令の精神を継承したもののように思われます。起案者が誰かは不明ですが、活動の中核は多くの旧・屯田兵で占められていました。

しかし、こうした旧兵村の自治活動は、徐々に戦時体制の波に飲み込まれていきました。太平洋戦争に突入した昭和十六（一九四一）年には、新琴似兵村部落会（当時は新琴似部落会）を含め住民組織の大半が新琴似部落連合会に統合されました。この規約にも「隣保^{りんぽ}団体の精神に基づき」という文言が用いられています。国家による強制の主眼は「銃後援護」（第三条第三項）と戦争遂行のための「国策に対する協力実践」（同第七項）にあったといわざるを得ません。

混沌の時代を経て新琴似に自治の芽が再生したのは、昭和

書記、原案を朗読する。

（十六番） 井後（二十番） 樋口、（六番） 星子、その他原案に賛成する。

（二十番） 樋口、二十一条の末文にある「を」の字を削除せんことを述べ、一同これに賛成する。よってこれを削除するに決す。

会長（中島）は第一項を問題とする。

（二十番） 樋口、規約永続し得れば可なりと思えど、到底永続し得る見込みなし。よって全廃せしことを述べる。

（二十一番） 野口、各組に分離せずして従前のとおり兵村一般にて共同施行したい旨を述べる。

（十六番） 井後、（二十番） 樋口に賛成する。

（六番） 星子、原案に賛成する。

（二十一番） 野口、是非とも一般にしたい。その理由は、各組に分離してこれを行うときは、もし死亡者多数を占める組あればその組内にて到底行い得ざるべき旨を述べる。（二十番） 樋口、（二十一番） 野口の説の如く到底困難を生ずるにつき、全廃にしかざる旨を述べる。

（六番） 星子、前説を維持。

会長は自己の意見を述べたい旨を陳し、自席に就く。

副会長（八木）会長席に就く。

（十二番） 中島、前年の弔慰規約は、演習料やほかに入り来る金ありしを以て容易に行われしものの、ただ今においては右等の金なきを以て実際金困難につき修正案を提出

二十三（一九四八）年のことでした。「万民翼賛ノ本旨」の名の下に国家総動員体制に組み込まれた統制の時代からの解放感、新生・新琴似自治会規約に刻まれた「民主主義国家再建を目標トス」の文言にも表れています。

こうした戦後の自治活動の中核にあったのが、屯田兵二世の人々でした。自治復活を記念するかのようにこの年、延長二千百六十メートルに及ぶ防風林の整備事業に取り組み、住民らの手でタモの木一万二百本が植樹されました。昭和二十七（一九五二）年には、既に老朽化が進んでいた中隊本部の保存運動に力を注ぎ、官費に頼るだけでなく自治会からの拠出金をもって修復を実現しました。

昭和三十年代に入ると、新琴似は農業地帯から住宅街へと変

（表）新琴似兵村部落会に記録された大正年間の収支決算の抜粋

年次	収 支	主 な 事 業	費 用
大正 6 年	収入 2,170,300 円	神社共進費	110 円
	支出 2,141,166 円	村医住宅移転建築費 砂利及び水進費 地方改良講演会費	202 円 40 銭 450 円 20 円
大正 7 年	収入 3,022,774 円	新琴似開村 30 年祝賀会 砂利水進費	180 円 500 円
	支出 2,586,640 円	水進浚渫費 大根視察費	390 円 50 銭 34 円 10 銭
大正 8 年	収入 3,338,090 円	村医手当 消防ポンプ購入補助金	120 円 67 円 20 銭
	支出 3,124,000 円	道路排水助成金 会員功労者表彰準備金制を定める	前年通り

貌していきました。都市近郊の急速な宅地開発は、往々にして新旧住民の摩擦や疎外といった問題も招きましたが、当時の新聞に報じられた記事では「地域的なまとまりが強い」（昭和三十六年九月十三日付北海道新聞）「屯田兵の子孫が地域活動の主体となっている」（同四十一年十二月十九日付北海タイムス・次ページ）と紹介されています。

■まちづくりには汗を流した末裔たち

人口規模で石狩市や北広島市と並ぶ約六万人を数える現在も、町内会活動は活発です。屯田兵二世の発案で昭和三十八（一九六三）年創刊の町内会機関紙「新琴似」（月刊・タブロイド版）は現在も続き、特異な取り組みとして注目されています。新琴似歌舞伎の保存継承や Y O S A K O I（よさこい）ソーランチーム新琴似天舞龍神などの地域に根差した文化活動も、協同や自治、郷土愛といった土壌があつてこそ存続し発展しているようにも感じられます。

これらの新琴似という土地に根付いた精神風土は、自治活動だけでなく、高度経済成長時代の街の発展にも少なからぬ影響を及ぼしたように思われます。特に昭和四十年前後には、都市計画行政の立ち遅れに乗じた悪徳土地ブローカーの横行や乱開発が社会問題化しつつある中で、これに歯止めを掛けようとしたのが、新琴似に残った屯田兵の二世、三世の人達でした。

彼らは「札幌市の衛星住宅地の方向へ進めるべきだ」（註10）

せし故なれば、各員その旨了承ありて原案維持せられんことを望む旨を陳述し、終わりに会長席へ就く。

（十五番）渡辺 原案に賛成する。

会長、起立を問う。原案を否とする者三名、よつて原案に決す。

会長、第二項を問題とする。

（十六番）井後、（六番）星子、（十五番）渡辺、原案に賛成する。

会長、ほかに説なきをもつて可否を起立に問う。原案を否とする者三名、よつて原案に決す。

会長、第三項を問題とする。動議なし。原案を起立に問う。総起立、原案に決す。

第四項、第五項、原案の通り。

説明員八木、二十四年度弔慰料総金額七十七円のうち五十三円八十銭は現金、残余二十三円二十銭は積立。死亡者大八人、小二人。これに贈与せし金額四十七円で残金六円八十銭。これに積立分を加えて三十円十銭これあり。よつて共有金は各戸へ分配するか、または備荒貯蓄、あるいは学校費に投ずるか、各員の意見を問うべき旨を述べる。

（二十一番）野口、各戸へ分配するは面倒につき、備荒貯蓄に組み入れたき旨を述べる。

（十六番）井後、二十一番の説に賛成する。

（二番）野口、今後の弔慰料に充てたい旨を述べる。

（二十一番）野口、前説を取り消し、二番野口の説に賛

成する。

（二十番）樋口、（二番）の説に賛成する。

（四番）菅、（十六番）に賛成する。

（六番）星子、学校維持費に組み入れたい旨を述べる。

（十五番）渡辺、弔慰料の予備とし死亡者あるときはその組合の連帯を以て一時前借することにした旨述べる。

（十六番）井後、（六番）星子、（十五番）の説に反論す。

（二十番）樋口、（二番）への賛成説を取り消し、（十五番）の説に賛成する。

（十三番）国瀬、各組合に分配すべきことを述べる。

会長、議論錯雑したため、相談会を開くべき旨を述べ、十時三十五分本議に復す。

番外（八木）、各組合に分配する必要ある旨を説明する。（十三番）国瀬、死亡者の多少によつて計算し、公平に返付したい旨を述べる。

会長、ほかに動議なきをもつて（十三番）の説を起立に問う。総起立。よつて公平割戻すに決す。

十時四十五分より休憩。

十一時開会。

（以下、村誌編集法はじめ事業場管理法、学校維持法、番外地管理法、農事管理法、道路橋梁修築規約を順次審議Ⅱ省略）

午後三時三十五分閉会

との考えから、住宅団地を整然と区画割りし、同時に住民生活を支える商業施設や公的施設から成る公共ゾーンの整備にも目を向けました。街のメインストリートでもある四番通り沿いの土地に関しては、地域住民の生活と公共性優先で賃貸・分譲することを心掛け、「この街にラブホテルがないのはその証」と

話す三世もいます。

新琴似か。かつて兵村の一角であった麻生地区とともに、札幌市のコンパクトシティ構想の中で「広域交流拠点」（註11）と位置付けられている背景には、そんな「良風美俗」の定着を求めた先人の思いがあったようにも感じられます。

新
琴
似

新築似といえは旧琴似町の行政区域であるが、北地域にはいる。札幌市のベッドタウンとして急テンポで住宅街に変わり、

民選の第一号町長
旧琴似町の民選第一号町長が
った河本浦助が健在だ。八十八

住民の悩みを市政に

地区のまごめであり、市

平のペンネームは有名

社会事業に貢献

新琴似農協組合長の堀尾は不況にあえぐ業者の多いあつて堅実な経営を続けて新琴似土地の社長。まちづの推進役として社会事業に

屯田の重鎮といふ
芳、新琴似農協組合
札幌と合併前は、琴
議として地方自治に
人。中田自治会の柱
域活動の中心となつ

教授や講師をはじめインテリが多いといわれるが、町内会長であり、地区社協副会長の斎藤秀次は北農中央会の前常農指導部長で全道的に知られている。視野は広く、器量人で現在、道産米改良協会連合会講師として道内各地を回り、農業改良の技術

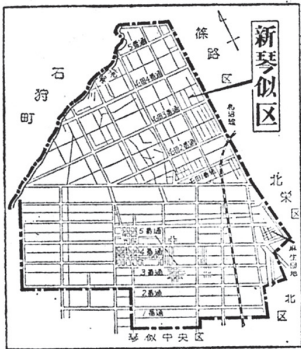
通安全に熱意を注いでいる有田正次郎と近藤茂、緑の下の力持ちに甘んじながら地区組織をまとめている本田教保、援護奉仕を担当している温井定七、長老では野間高潤やかつて各町内会代表のままと役だった小林喜代次らがあげられる。

小林は地域の長老である豪族
次の長男。父祖四代にわたって
受け継がれたとん田精神を毛地
造成に生かして地域に奉仕しよ
うと、信用第一主義をモットー
に都市計画と合わせて毛地造成

北碚人物地圖



(29)



平のペンネームは有名。
社会事業に貢献
新琴似農協組合長の堀尾
は不況にあえぐ業者の多い
あつて堅実な経営を続けて
新琴似土地の社長。まことに

屯田の重鎮といふ
芳、新琴似農協組合
札幌と合併前は、琴
議として地方自治に
人。中田自治会の柱
域活動の中心となつ

教授や講師をはじめインテリが多いといわれるが、町内会長であり、地区社協副会長の斎藤秀次は北農中央会の前常農指導部長で全道的に知られている。視野は広く、器量人で現在、道産米改良協会連合会講師として道内各地を回り、農業改良の技術

通安全に熱意を注いでいる有田正次郎と近藤茂、緑の下の力持ちに甘んじながら地区組織をまとめている本田教保、援護奉仕を担当している温井定七、長老では野間高潤やかつて各町内会代表のままと役だった小林喜代次らがあげられる。

小林は地域の長老である豪族
次の長男。父祖四代にわたって
受け継がれたとん田精神を毛地
造成に生かして地域に奉仕しよ
うと、信用第一主義をモットー
に都市計画と合わせて毛地造成



 斎藤秀次氏 堀尾金一氏



小林博明氏

山本長三郎氏

沢田義也氏

福岡信芳氏

街にしようとの理想に燃えいる若手実業家。

また沢田は、沢田利言元代議士の才で、俱知安時代、商工会議所事務、町職として、その実行力と企画力が高く評価され、俱知安を担う若手の小ブナだった。それだけに、子供の教育の隙で、札幌に食料品、雑貨店を出店して、幾何年にならないうちに、市内に5支店を持

人口増加率では市内一。麻生、新琴似、中田の三町に分かれ、全地域的な横の連携がなかったため、この十月、地区社協ができた。比率の上では新しい住民が八割近く占めているが、麻生を除いてはとん田兵の子孫が地域活動の主体となっている。

歳で、ゆうゆう自適の余生を送っている。長男薫は、つづもので、られる河本食品の社長で、札幌物組会長。自衛隊を中心に卸年間約二千トを生産、木動産もやっており、事業ひとすじに生きていますが、妻の婦美は地社協と新琴似農協の婦人部長

延長、道路や橋の改修、学校改築など新築似発展の布石になっているのが菅連（麻生自動車セクター社長）市議、市監委員をはじめ地域にあつても協会会長など幾多の要職にあつて、住民の懐みを市政に反映している。原始林同人で、吹田

司、農業委員などの肩書きがついている。

山本長三郎は地域の顧問であり、村議、町議を三十年以上め、札幌市と合併する時旧琴似町議会副議長。信濃新琴似町連合町内会の力になつてゐる。

代表的な人材。札幌
総務連絡協議会長、
農地調停委員として
いている。中田土庫
長として十年間、地
良と取り組んでい
見のがすことができ
新興地の厩生団地

あけるきりがないので割愛しよう。

世話役で活躍

このほか地域の世話役として活躍している人で、青少年協会の白井茂、保護司会分会長の内平義雄、社協総務の酒井肇輔、交

これら地域の顔役たちは、農業者あるいはその関係者が大半で五十歳以下の者はいない。そこで若手・自を向けよう。地域活動とは無関係だが、北王興業社長の小林博明と、新琴似四番通りに本店を構えている沢

店を合せて登録人口は市内一
で二萬二千人を数えてい
る。

(山本昭記著)
『文中敬称略、順不同』

時代の流れに折り合いを付けながらも、「自助自立」「協同共助」の精神は新琴似というまちの土壌となり、今なおしづとく息づいています。その淵源をたどれば、入植から五十年、百年後の地に一つのモデル的コミュニティを思い描いた者がいたのではないか。屯田兵村の長い歴史に比べればわずかではあるけれども、およそ四十年間、新琴似に暮らしてきた者の率直な

感想です。教令を検証するに当たつてその評価・解釈に何かバイアスがかかつていたとすれば、それは自分自身の体内に流れる屯田兵の血によるものかも知れません。したがつて、本稿について率直な感想を寄せていただけることを切にお願いいたします。また、過去を思い、未来へつなげるのが現在に生きる者の務めでもありますから、他の兵村における精神風土の変遷についての研究、報告が深まることを期待しております。

(本会会員・屯田兵三世 地域メディア研究所代表)

【語】

- 1 高橋三枝子「北海道の女たち」
- 2 石井あゆ子「日本の伝統精神―北海道開拓から探る、真のフロンティア精神―」（松下政経塾2008年度月例レポート）
- 3 工兵射撃演習教令、将校団教育実施教令、陸軍々隊機動演習教令
- 4 伊達植宗教令、細川重賢教令
- 5 孝行・友愛・夫婦の和・朋友の信・公益世務など十二の徳目から成る「教育ニ関スル勅語」
- 6 水戸藩主で最期の将軍・徳川慶喜の実父でもある徳川斉昭。将来の蝦夷地経営と防衛、開拓などの詳細な計画を「北方未来考」としてまとめた
- 7 「札幌私立中学校設立の計画（趣意書）」（明治三十三年十二月二十九日付北海道毎日新聞）
- 8 褒章受章者の業績を集大成した「明治国民亀鑑」（明治三十五年）によると、「公益、共同の事業等に尽くした者」に藍綬を授け、公教育の場で模範的国民像とされた者
- 9 一級町村と同様に法人だが、二級町村では公民制度が取られず、町村長の任命権は長官にあった。村長以下数名の書記と使丁（用務員）で役場業務に当たった
- 10 「小林博明伝」北の王様」と呼ばれて」
- 11 居住機能と併せて地域住民の日常生活を支える機能の集積した圏域

【参考文献】(本文・脚注欄に記載の出典を除く)

〔屯田兵村の百年（伊藤廣著）〕
 〔北海道の歴史（高倉新一郎著）〕
 〔北海道の開拓新論（岩橋謹次郎著）〕
 〔北海道の百年（永井秀夫・大庭幸生編）〕
 〔北海道精神風土記（榎本守恵著）〕
 〔北海道開拓新論（岩橋謹次郎著）〕
 〔北海道の百年（永井秀夫・大庭幸生編）〕
 〔北海道精神風土記（榎本守恵著）〕
 〔日本歴史近代3・4（岩波講座）〕
 〔消えた樹海（小林博明著）〕
 〔歴史写真集 屯田兵（北海道屯田倶楽部編）〕
 〔中等教科修身倫理図説（市川源三編）〕
 〔ヌブンケンシ（北見市史編さんニュース）〕
 〔北海道の歴史（榎本守恵・君尹彦著）〕
 〔北海道百年史（北海学園編）〕

兵員及家族教令

屯田兵ハ重キ護國ノ義務ヲ負ヒ、且拓地殖産ノ任務ヲ担フモノニシテ、其責任輕カラザルハ言フマデモナク、世ニ比類ナキ政府ノ保護ヲ受クルモノナレバ、官ノ規則ヲ嚴重ニ守ルベキハ勿論、猶此教令ニ従ヒテ本務ヲ完ウシ、其厚キ保護ノ大恩ニ報ユルコトヲ勵メザル可ラズ。

一、汝等ノ服スル屯田兵役ハ、兵役相続ノ法アリテ独リ兵員ノ一身ニ止マラズ、延イテ子弟ニモ及ブモノニシテ、屯田兵ノ一家ハ取モ直サズ往昔ノ武門武士ノ列ニ加ハリタルニ等シケレバ、兵員ハ勿論家族ニ至ルマデ専ラ忠節ヲ重ンジ、武勇ヲ尚ビ、廉恥ヲ思ヒ、志操ヲ堅クシ、苟クモ武門武士タル体面ヲ汚スノ事之レアル可ラズ。

二、汝等ノ身命ハ上天皇陛下ニ捧リシモノニシテ、自身ノ身命ニハアラザルナリ。故ニ苟クモ自己ノ不養生ヨリ疾病ヲ醸シ、又ハ不心得ヨリ罪ヲ犯ス等ノ事之レアル可ラズ。万一之レアルトキハ不忠此上モナケレバ、常ニ衛生ニ注意シ、言行ヲ慎ミテ、身命ヲ大切ニセザル可ラズ。

十、汝等ハ万事質素ヲ旨トシ、勤儉ヲ守リ、北海ノ一弊害タル驕奢ノ風ニ感染スベカラズ。万一ニモ驕奢ノ風ニ感染スルトキハ、畜々兵農ノ本務ヲ完ウスル能ハザルノミナラズ、汝等ノ不幸モ亦甚ダシケレバ、常ニ質素儉約ヲ守リ、驕奢ケ間敷事之ナキ様心掛ケザル可ラズ。

十一、汝等ハ新ニ北海道ニ移住シ、親族故旧ニ乏シキガ上ニ、隣保モ亦同時ニ移住セシモノニシテ皆同様ノ有様ナレバ、互ニ独立自営ノ覚悟ヲナシ、他人ノ助力ヲ頼ム可ラズ。因テ常ニ用度ヲ節シ、金穀ヲ貯ヘ置キテ、不時ノ災害ニ備フベシ。又天災地変等ノ大ナル災害ハ到底一人一個ノ力ニテ之ガ備ヲナス能ハザレバ、全村共同シテ予メ互救ノ法ヲ設ケ置キ、万一ノ時困難セザル様心掛ケザル可ラズ。

十二、子弟ノ風儀ハ兵村ノ面目ニ拘ハルノミナラズ、将来ノ発達ニモ関スルモノナレバ、子弟ノ教育ニハ最も重キヲ置キ、忠孝ノ道ヲ重ンジ、武勇ヲ尚ビ、信義ヲ守リ、礼儀ヲ正シウシ、善良活発ナル人トナラシムル様訓誨誘導セザル可ラズ。

十三、葬儀ニハ隣保互ニ相助クベキハ勿論ナレドモ、濫リニ多人数打寄り飲食等ヲ

三、汝等ハ何時如何ナル命令アルモ直ニ其命令ニ従ハザル可ラザルガ故ニ、兵員ハ申スニ及バズ、家族ニ至ルマデ、俄力ニ出戦等ニ臨ミテ聊カモ差支ナキ様、平常ヨリ其ノ万端ノ用意ヲ整ヘ置カザル可ラズ。

四、汝等ハ当初或ル年限ノ間扶助米、塩菜料ノ厚キ給ヲ受クルト雖、其給与ノ止ミタル後ハ拓地殖産ノ事業上ヨリ得ル収益ヲ以テ一家ノ生計ヲ立ツルモノナレバ、若シ其事業ニシテ発達セザルトキハ一家ノ生計立タザルニ至ルベシ。然ルトキハ縦令軍事上ノ技倆ハ如何程ニ優レタリトモ、護國ノ大任ヲ尽スコト能ハザルニ至ルベケレバ、能ク此義ヲ相弁ヘ一家心ヲ協ハセテ農事ヲ励マザル可ラズ。

五、兵員ハ戦時ハ勿論平時ト雖軍事上ノ任務ヲ帶ブルヲ以テ、農業ニノミ従事スルヲ得ザレバ、其家族タルモノハ兵員ノ力ヲ頼マズ互ニ心ヲ励ミ力ヲ協セテ開墾耕稼ノ事ニ従ヒ、兵員ヲシテ只管兵役ノ任務ヲ尽サシムル様ナサザル可ラズ。

六、上官ノ命令訓令等ハ汝等ヲシテ忠勇ナル軍人タラシメ、善良ナル兵村民タラシムル基本ニシテ、慈愛ナル父母ノ子女ヲ撫育薰陶スルト異ラザレバ、兵員ハ勿論家族

ナシ、葬家ヲシテ不幸悲哀ニ加フルニ無用ノ費用ヲ重ネシムルガ如キ不都合之レアル可ラズ。又徒ラニ金錢物品ノ贈答ヲナスガ如キ虚礼モ亦ナス可ラズ。葬祭弔礼ノ要ハ各自互ニ嬉裁談笑ヲ慎ミ、起挙動作ノ間ニモ弔意ノ顯ルル様ナスモノナレバ、弔意ヲ表ハス事ヲ專一トシ、之ヨリ以外虚礼ニ陥ラザル様心掛ケザル可ラズ。

十四、婚嫁其ノ他祝儀ニハ専ラ質素ヲ旨トシ、虚飾虚礼ハ之ヲ去リテ礼儀丈ケヲ正格ニ執行スベシ。況シテ平素ハ濫リニ打寄りテ酒宴ヲ催ス様ノコトハ毛頭ナス可ラズ。

十五、毎月指定ノ日ニハ説教所ニ至リ、法話ヲ聴聞シテ、益々徳義心ヲ養ヒ、兼ネテハ全村老幼話合セテ親睦ヲ図ルベシ。

十六、一身一家ノ利益ヲ図ルハ素ヨリ大切ナレドモ、一身ヲ益スルガ為メニ害ヲ他人ニ及ボシ、一家ヲ利スルガ為メ全村ノ利益ヲ害スルガ如キハ、之レ私利私欲ニ迷ヒタル僻事ナレバ決シテナスベカラズ。兵村公共ノ為ニハ一身一家ノ利益ハ顧ミザル様心掛ケザル可ラズ。

十七、博奕ハ勿論。之ニ類似ノ遊戲ハ如何ナル場所ニ於テモ決シテナスベカラズ。

ニ至ルマデ、上官ハ之ヲ父母ト心得、上官ノ命令訓達ハ表裏ナク従順ニ之ヲ守ラザル可ラズ。

七、武器ハ國ヲ守リ身ヲ托スル軍人ノ魂トシテ觀ルベキ大切な品ナレバ、常ニ丁寧ニ手入れヲナシ、一定ノ場所ニ架ケ置キ、兵員ノ外ハ父兄タリトモ之ニ手ヲ触ル可ラズ。

八、被服ハ常ニ一定ノ場所ニ差置キ、兵員ヨリ補修洗濯ヲ命ジタルトキノ外ハ家族ハ一切之ニ手ヲ触ル可ラズ。就中靴ハ濫ニ二用ヒ易キヲ以テ、軍服用ノ外ハ暫時タリトモ決シテ穿用セザル様精々注意ス可シ。

九、兵村ハ汝等ガ墳墓ノ地ト定メ、子孫繁栄ノ基ヲ開ク場所ニシテ、汝等ハ乃チ其祖先ナレバ、村内ノ風俗ハ極メテ善良ナラシメザル可ラズ。是レ其ノ祖先タルモノノ勗ムベキ義務ナレバ、汝等ハ一人トシテ各其ノ身ノ行状ヲ正シ、父母ヲ大切ニシテ長上ヲ敬ヒ老ヒタル者ハ之ヲ恤リ、幼キ者ハ之ヲ導キ、夫婦和ギ、兄弟互ニ睦ミ、村友ニ信ヲ失ハザル様心掛ケ、一村トシテ利害相同ジフシ、緩急相救ヒ、全村恰カモ一家親類ニ異ナラザル如キ良風美德ヲ養成スル様心掛ケザル可ラズ。

十八、心身ノ健康ハ万事ノ基ナレバ、宜シク衛生ニ注意シ、身体衣服ハ勿論、兵屋ノ内外、井戸ノ周圍、其ノ他厠ニ至ルマデモ清潔ニシ、溝渠ノ疎通方ヲ怠ル可ラズ。

十九、汝等郷里ノ風習ニモ善良ナルモノアルベク、又善良ナラザルモノモ之レアルベシト雖モ、久シク耳目ニ慣ルルモノハ容易ニソノ善惡ヲ知り別ケ難キモノナレバ、郷里ノ風習ニシテ此教令ニ違フモノハ之ヲ捨テ、之ニ違ハザルモノハ維持スル様努ム可シ。

二十、兵員家族ニシテ一人タリトモ此教令ニ違ヒ不都合ノ行為アル時ハ、独リ其ノ者一家ノ名誉利害ニ拘ハルノミナラズ、延イテ兵村全体ノ名誉利害ニ関スレバ、一家内ハ申スニ及バズ、他人ニ於テモ其ノ之アルヲ知りタル時ハ密力ニソノ本人ニ訓誨忠告ヲナシ、速力ニ改ムル様、互ニ相勗ムベシ。若シ訓誨忠告再三ニ及ブモ尚憚メザルトキハ、上官ニ申出デ何分ノ所置ヲ仰グベシ。

右教令ノ件々堅ク相守ルベキモノトス。

明治二十三年十月

（伊藤廣著「屯田兵村の百年・下巻」より）